平成２９年（フ）第１６２号
千葉県市原市郡本３丁目78番地
債務者　石井　一男
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
千葉県市川市欠真間２丁目３番３―406号（市川荘）
債務者　鈴木　民夫
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
千葉市若葉区都賀３丁目17番５号　戸村第２ハイツ401号
債務者　安田　弘
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２０号
千葉市中央区蘇我５丁目４番２号　リリーフ蘇我寮
債務者　佐藤　吉春
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２９号
千葉県船橋市本町２丁目15番８―507号
債務者　住田沙緒理
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２３９号
千葉県市川市平田３丁目８番12―２Ｃ号（マンションユーガ）
債務者　齋藤　昌孝
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
千葉県浦安市当代島２丁目15番23―202号　サントリニ宇田川
債務者　南舘　大介
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３０号
千葉市稲毛区小深町69番地　リビングタウン稲毛の杜Ｄ105号
債務者　須藤　稚明（旧姓近内）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
青森県八戸市日計１丁目５番Ａ３―28号　市営住宅Ａ３－２－８
債務者　磯島　貴広
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８号
宮城県角田市横倉字今谷３番地１　横倉住宅30号
債務者　清野　恵理（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１５号
宮城県伊具郡丸森町大張川張槻ノ木３－８（住民票上の住所　宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地136番地15）
債務者　尾崎　恭子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢11番地８
債務者　小松　美智
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第５５号
秋田県男鹿市船川港船川字鳥屋場１番地94
債務者　三浦　公輝
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
秋田市新屋沖田町８番１号
債務者　後藤　督朗
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字天神54番地
債務者　佐藤のり子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第７号
福島県相馬市中野字寺前89番地の５　武内アパート201
債務者　大久　一徳
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第２６７号
茨城県つくば市谷田部4137番地１　コーポ関102号、前住所千葉県松戸市六実２丁目29番地23
債務者　戸田　嘉彦
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係